

重要事項説明書

(訪問看護サービス内容説明書)

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションあやめ
所在地	〒005-0021 札幌市南区真駒内本町5丁目1番8号第5ナベビル2階
事業所指定番号	0160591186号
所長	池田 洋美
連絡先	011-588-2525
サービス提供地域	札幌市南区、豊平区、白石区
第三者評価の受審	なし

2. 事業者（法人）の概要

事業者	イリス株式会社
所在地	〒005-0021 札幌市南区真駒内本町六丁目6番17号
代表者	代表取締役 池田 洋美
設立年月日	2018年11月12日
電話番号	011-588-2525

3. 事業所の職員体制

管理者	1名（常勤）
看護師	3名以上
理学療法士	必要数
事務員	必要数

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び12月29日から1月3日 までを除きます。	午前8時30分から午後5時30分まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間外での訪問看護活動を行います。

5. 運営の方針

- 1 訪問看護及び介護予防訪問看護の実施にあたっては、利用者の心身の状況等を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. サービス内容

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1) 病状・障がいの観察 | 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| 3) 食事及び排泄等日常生活の世話 | 4) 褥そうの予防・処置 |
| 5) リハビリテーション | 6) ターミナルケア |
| 7) 認知症患者の看護 | 8) 療養生活や介護方針の指導 |
| 9) カテーテル等の管理 | 10) その他医師の指示による医療処置 |

7. 緊急時における対応方法

サービス実施中に、ご利用者の急変・その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

8. 事故発生時の対応及び損害賠償

当事業所が行うサービスにおいて事故が発生した場合は、緊急対応を行い、速やかに各関係機関に連絡します。また、サービス提供に際してご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

9. 個人情報保護

- 1 当事業所が行うサービスにおいて、業務上知り得たご利用者の情報は堅く保持します。職員が退職後も在職中に知り得た情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、文書によりご利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- 3 自然災害や感染症の集団感染等により事業者が当事業所からのサービス提供が不可能であると判断した場合は、事前に同意を得たご利用者又はその家族の個人情報を協力関係にある訪問看護ステーションへ提供できるものとします。

10. 理学療法士等による訪問看護の提供

訪問看護の目的がリハビリテーションを中心としたものである場合には、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問看護を提供させていただきます。

リハビリテーションを中心としている場合でも、看護師が定期的に訪問し、体調確認やアセスメントを行います。

11. 利用料金

《介護保険適応の場合》

- 1 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします（別紙利用料金表参照）。ただし、公費負担医療の受給者は利用料金が公費で支払われる場合があります。
なお、居宅サービス計画の未届、保険料の滞納の場合など法定代理受理ができない場合は、基準額全額をお支払い頂きます。この場合、利用料金の一部を後日市町村の窓口で償還払いが受けられます。また、支給限度額を超える分に対しても基準額全額をお支払い頂きます。
- 2 ご利用者が1時間30分を超えて訪問看護サービスを受ける場合には、事業所が定めた超過料金をお支払い頂きます（別紙利用料金表参照）
- 3 利用料金は、当月分を翌月27日にご指定の金融機関の口座から引落します。
- 4 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除するものとします。

《医療保険の場合》

- 1 別紙利用料金表に定めた利用料金をお支払い頂きます。ただし、公費負担医療の受給者は基本利用料が公費で支払われる場合があります。
また、指定難病受給者証については、自己負担上限額に基づきお支払い頂きます。
- 2 ご利用者が、1時間30分を超えた訪問看護、休業日あるいは営業時間以外の訪問看護を希望した場合は、基本料金とは別に事業所が定めた利用料をお支払い頂きます。また、事業所からご利用者宅までの往復の距離に応じて交通費を請求させていただきます。（別紙利用料金表参照）
- 3 利用料金は、当月分を翌月27日にご指定の金融機関の口座から引落します。
- 4 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除するものとします。

12. キャンセル・解約

- 1 ご利用者からのサービス利用の中止については、予定訪問日の前日の午後5時までに連絡し、予定されたサービスを、変更・中止することができます。
- 2 前日の午後5時以降のキャンセルについては、利用者に2,000円のキャンセル料金を負担していただきます（別紙利用料金参照）。止むを得ない事情により当日のサービス変更・中止については、その都度相談させていただきます。
- 3 ご利用者は少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 4 ご利用者やご家族様による職員への心身に影響を及ぼすと認められるハラスメント行為があった際には即時訪問を中止とする対応をとることがあります。

13. 相談窓口、苦情対応

- ・当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	0 1 1-5 8 8-2 5 2 5
F A X 番 号	0 1 1-5 8 8-2 5 2 6
担 当 者	池田 洋美
そ の 他	相談・苦情については管理者及び担当職員が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- ・その他、お住まいの市役所及び各都道府県国民健康保健団体連合会においても苦情申し立てなどができます。

北海道国民健康保健団体連合会 (国保連)	所 在 地：札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号：011-231-5758
	対応時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険担当 (介護保険適応の方のみ)	所 在 地：札幌市
	電話番号：011-211-2547
	対応時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
各区役所 保健福祉サービス課	所 在 地：札幌市
	対応時間：月曜日～金曜日 8:45～17:15
北海道社会保険事務局 保険課医療係 (医療保険適応の方のみ)	所 在 地：札幌市中央区北1条西7丁目
	電話番号：011-204-7005
	対応時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00